

いきいき介護広場

第21号

2006 December
平成18年12月14日



「デイハウスってこさ」でゲーム大会が行われました。写真は、「スタート」のかけ声で、広告を丸めて玉を作り、カゴに入れるという「紅白玉いれ」の一コマです。始まる前に玉を作る方がいると「まだ丸めたらあかんぞ」という声が、周りに笑い声が響きます。



主な内容

平成17年度 一般・特別会計決算報告 2・3

平成17年度 介護保険事業状況 4

介護保険で利用できるサービスとは? 5

第23回広域連合議会定例会報告 6

介護予防講座「気道感染・肺炎に気をつけましょう」..... 7



紅白の代表が選手宣誓。アットホームな施設でのあたたかい手作りゲーム大会の雰囲気、和やかな気持ちになります。

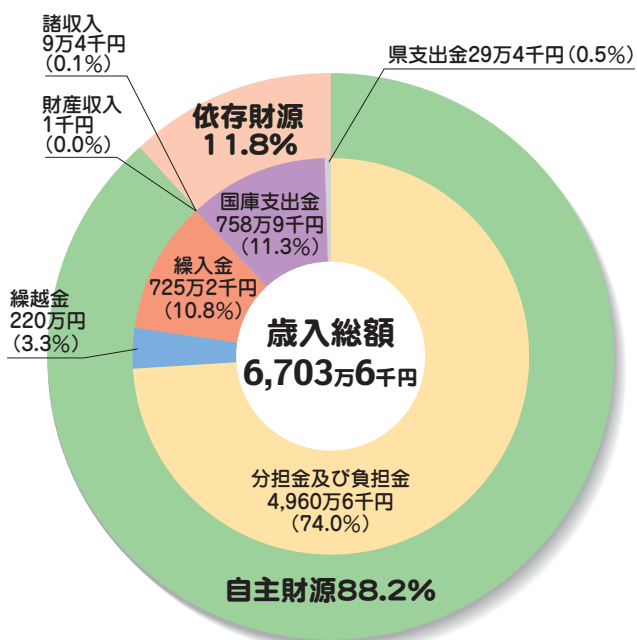
平成17年度

決算報告

平成17年度坂井地区介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算について、11月8日に開催された第23回広域連合議会定例会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計

平成17年度の決算額は、歳入総額6,703万6千円（対前年比1.9%増）、歳出総額6,544万7千円（対前年比2.9%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は158万9千円の黒字となっています。



歳入 総額 6,703万6千円

歳入の主なものは、構成2市からの負担金4,960万6千円のほか、低所得者利用者負担対策事業、全国介護保険広域化推進会議開催にかかる国庫支出金758万9千円、県支出金29万4千円、介護福祉推進基金繰入金725万2千円となっています。

性質別にみると、地方公共団体が自主的に収入しうる財源である自主財源は5,915万3千円で、歳入総額に占める割合は88.2%となっています。



歳出 総額 6,544万7千円

歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は4,081万9千円で、決算総額の62.4%を占めています。

このうち、人件費は3,064万9千円で議員等の報酬及び職員給与であります。

物件費は1,017万円で主なものではホームページホスティング料69万3千円、総合行政ネットワーク保守委託料75万4千円、庁舎保安業務委託料43万円及び庁舎清掃業務委託料49万5千円などとなっております。

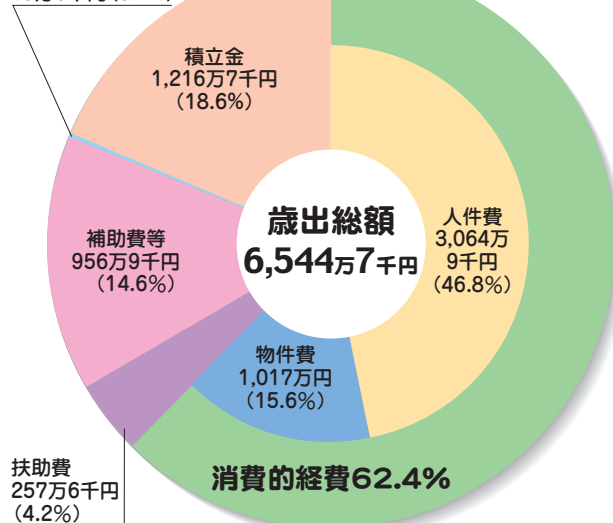
また、扶助費275万6千円は低所得者利用者負担対策事業による助成であり、補助費等956万9千円は構成市町負担金精算返還金等であります。

普通建築事業費13万6千円は事務所移転に伴う案内看板設置工事の費用であります。

積立金1,216万7千円は介護福祉推進基金として積立したものです。

投資的経費0.2%

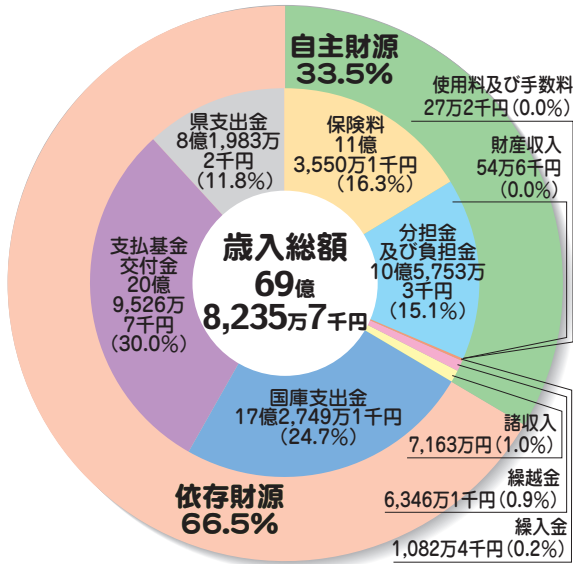
普通建築事業費
13万6千円 (0.2%)



介護保険 特別会計

平成17年度の決算額は、歳入総額69億8,235万7千円（対前年比2.9%増）、歳出総額68億7,068万円（対前年比2.2%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億1,167万7千円との黒字となっています。

歳入 総額 69億8,235万7千円



歳入を性質別にみると、自主財源は23億3,976万7千円で歳入総額に占める割合は33.5%となっています。

主なものでは第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料11億3,550万1千円、保険給付費や要介護認定事務などの構成市町負担金10億5,753万3千円、財政調整基金からの繰入金1,082万4千円となっています。

一方、依存財源は46億4,259万円で歳入総額に占める割合は66.5%となっています。

保険給付費等にかかる国庫支出金17億2,749万1千円、保険給付費等にかかる県支出金8億1,983万2千円、支払基金交付金（第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方の介護保険料）20億9,526万7千円となっています。

歳出 総額 68億7,068万円

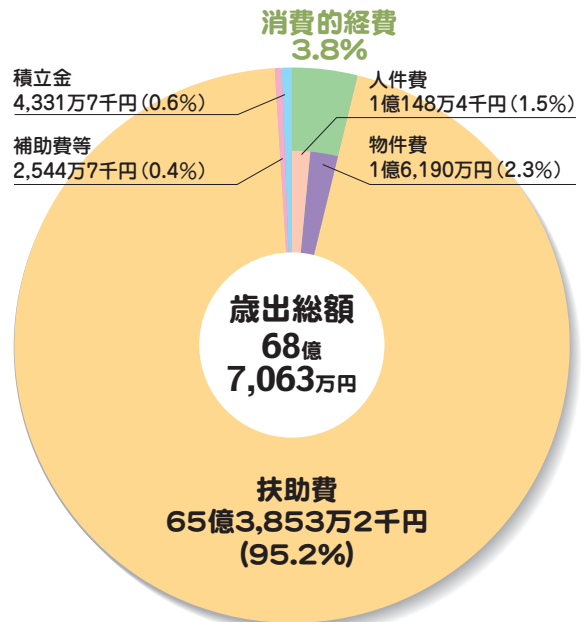
歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は2億6,338万4千円で決算総額の3.8%を占めています。

このうち、人件費は1億148万4千円で審査会委員報酬、職員及び認定調査員の給与等であります。物件費は1億6,190万円で主治医意見書記入手数料1,884万7千円及び審査支払手数料874万3千円等であります。

また、扶助費は居宅及び施設サービスに対する給付費として65億3,853万2千円で決算総額の95.2%を占めています。

補助費等2,544万7千円は県の財政安定化基金拠出金や前年度保険給付費精算による精算返還金などであります。

積立金は介護保険財政調整基金への積立金として4,331万7千円であります。



平成17年度 保険給付費の財源内訳

保険給付費 65億4,727万5千円

国負担金 12億9,550万1千円	県負担金 8億968万8千円	構成市町負担金 8億968万8千円	支払基金交付金 20億7,280万1千円 (40歳以上65歳未満の方の保険料)	第1号被保険者保険料 10億8,143万7千円
調整交付金 3億9,756万5千円			不正請求に係る返還金 6,977万1千円 財政調整基金繰入金 1,082万4千円	

介護保険の財源は

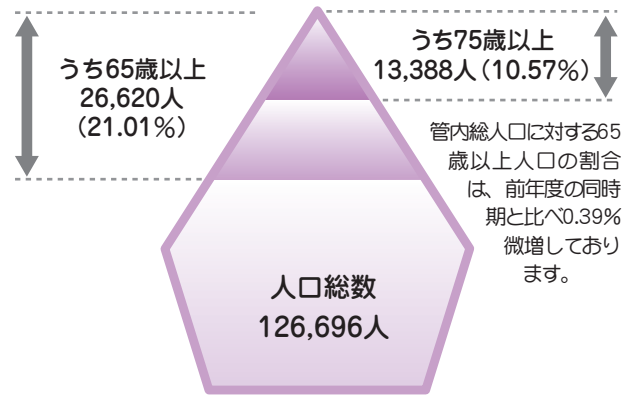
9割				+	1割
公費50%		保険料50%			
国庫負担金20%	県負担金 12.5%	市町負担金 12.5%	40歳以上65歳未満の方の保険料 31%		
調整交付金 約5%				サービスの利用者負担	

平成17年度

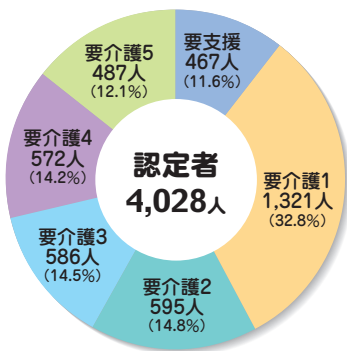
介護保険事業の状況



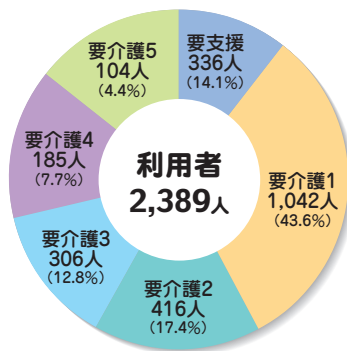
●高齢者人口の状況 (平成18年3月31日現在)



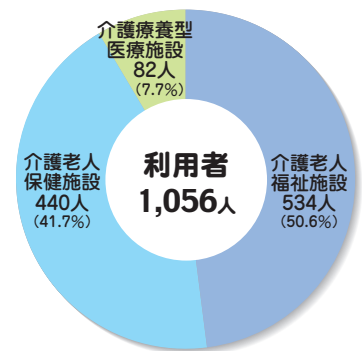
●要介護(支援)認定者数 (平成18年3月31日現在)



●居宅サービスの利用状況 (平成18年3月審査分)



●介護老人福祉施設などの利用状況 (平成18年3月審査分)



●主なサービス別の給付状況

サービス名	件数/年	在宅系サービス		サービス名	件数/年	施設サービス	
		件数/年	給付額/年(千円)			件数/年	給付額/年(千円)
訪問介護	8,193	297,531	通所リハビリテーション	7,193	499,818		
訪問入浴介護	440	20,303	福祉用具貸与	11,831	151,234		
訪問看護	3,119	107,204	福祉用具購入費支給	298	6,613		
訪問リハビリテーション	701	15,395	住宅改修費支給	265	27,322		
通所介護	15,166	955,118					

サービス名	件数/年	給付額/年(千円)
介護老人福祉施設	6,450	1,537,656
介護老人保健施設	5,423	1,371,879
介護療養型医療施設	1,010	323,103

平成18年度 上半期財政状況 (平成18年4月1日～9月30日)

一般会計

歳入	款	(単位:千円)	
		予算額	収入済額
1	分担金及び負担金	48,303	31,801
2	国庫支出金	510	0
3	県支出金	254	0
4	財産収入	1	2
5	繰入金	12,167	12,167
6	繰越金	1,589	1,590
7	諸収入	25	0
	歳入合計	62,849	45,560

執行率72.49%

歳出	款	(単位:千円)	
		予算額	支出済額
1	議会費	1,139	58
2	総務費	44,368	17,389
3	基金積立金	15,254	15,253
4	諸支出金	1,588	0
5	予備費	500	0
	歳出合計	62,849	32,700

執行率52.03%

介護保険特別会計

歳入	款	(単位:千円)	
		予算額	収入済額
1	保険料	1,220,673	567,697
2	分担金及び負担金	1,107,397	553,703
3	使用料及び手数料	10	73
4	国庫支出金	1,753,504	793,470
5	支払基金交付金	2,207,840	938,052
6	県支出金	1,095,369	445,600
7	財産収入	1	35
8	寄附金	1	0
9	繰入金	62,756	0
10	繰越金	111,677	111,677
11	諸収入	8	1,386
	歳入合計	7,559,236	3,411,693

執行率45.13%

歳出	款	(単位:千円)	
		予算額	支出済額
1	総務費	210,154	111,382
2	保険給付費	7,086,676	2,669,197
3	財政安定化基金拠出金	7,667	0
4	地域支援事業費	141,546	0
5	基金積立金	48,696	0
6	諸支出金	63,094	22,863
7	予備費	1,403	0
	歳出合計	7,559,236	2,803,442

執行率37.09%

介護保険で利用できるサービスとは？

【施設サービス】

介護保険のサービスには、「在宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」があります。今回は、「施設サービス」について紹介します。

●施設サービス

要介護1～5に認定された方が利用できます。施設サービスを利用する場合、施設サービス費の1割のほか、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。

どんなサービスがあるの？

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象とした施設。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。



- ・入浴やトイレに行くことができない
- ・介護が必要だが、できるだけ家での生活がしたいと思っている。

介護老人保健施設(老人保健施設)

症状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方を対象とした施設。医学的に管理された介護や看護、リハビリが受けられます。



- ・自宅でリハビリができない。
- ・しばらく施設に入ってリハビリを受けたい
- ・介護が必要だが、できるだけ家での生活ができるようになりたい。

介護療養型医療施設(療養病床等)

長期間にわたり療養が必要な方を対象とした施設。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。



- ・病院に入院は必要ないが、長期間の療養が必要な方

知っとこ!費用

●施設サービスの費用

施設サービス費の1割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担になります。

$$\text{施設サービスの1割} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

●負担限度額について

低所得の方の場合、施設の利用が困難になることがあります。そこで、自己負担限度額が設けられ、基準費用額との差額は介護保険から給付されるようになりました。

負担限度額(日額)

利用者負担段階	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット個室	ユニット準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の住民税非課税者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ・住民税非課税で前年の課税年金収入額+合計 ・所得金額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 ・住民税非課税で第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

申請が必要! → 自己負担限度額の適用を受けるためには、市役所に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。



第23回 広域連合議会定例会

第23回広域連合議会定例会が11月8日（水）にあわらし議場で開催され、平成17年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算認定ほか5議案が原案どおり可決されました。

また、畑野麻美子議員及び田中千賀子議員が次のような一般質問を行いました。

一般質問

要介護軽度者らへの福祉用具の貸しはがしにおける影響の把握と広域連合独自の支援策を設けること

畑野麻美子 議員

多くの高齢者が自宅での生活に不可欠ということで、特殊寝台や車いすなどの介護福祉用具を利用し、在宅での生活を営んでいます。ところが、4月施行の介護保険法が変わり要介護1以下の軽度の高齢者について介護ベッドや車いすなど福祉用具の貸与が保険給付の対象外になりました。

従来の利用者への経過措置も9月で期限が切れました。介護保険を利用したレンタルの自己負担は1割で車椅子なら月額350円から1,000円程度、ベッドなら手すりやマットレスなどの付属品も含めると1,000円から2,000円程度になります。介護保険とは別に業者さんが独自にレンタルするケースでは「ベッドで月7,000円、車いすで月3,500円もらわないと厳しい」と言われます。購入すると、車いすなら50,000円から10,000円、ベッドで250,000円から400,000円ほどと言われます。

こうした重い負担に関係者からは不満や疑問視する声が出ています。福祉用具を利用することで、利用者は在宅での自立した生活を維持することができたのです。起き上がるために介護用ベッドが必要だったり、つえをついて歩くことができても、長い距離は車いすを使わないといけないお年寄りが多い。外出がおっくうになって引きこもるお年寄りが増える危険性があります。これでは予防どころか介護度を高めることになりません。

* 今回の措置による要介護軽度者らへの影響の把握をすること

* 福祉用具が必要な高齢者には、従来どおり貸与するか、福祉用具を自費で購入・レンタルする高齢者に対する広域連合独自の支援策を設けること。

松木広域連合長

今回の制度改正に伴い、要支援者及び要介護1の者いわゆる軽度者について、その状態像からは利用が想定されにくい種目について、一定の条件に該当する者を除き、10月から保険給付の対象としないこととされています。

給付対象となる軽度者については、日常的に歩行が困難な方や起き上がりが困難な方等の一定の条件に該当した場合に保険給付の対象とすることとしておりますが、こうした保険給付の対象となる条件への該当性については、原則として要介護認定の基本調査の結果を客観的に判定することとしております。

その際、車いすについては、認定調査結果による以外、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当するかどうかについて、主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなど

の適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者または指定居宅介護支援事業者が判断することができることとなっております。

そこで、広域連合としてはこの制度の経過措置が終了する9月30日を目処に、福祉用具を貸与されている要介護1の利用者309名と要支援1.2の利用者77名に対し、利用者の実態を把握している指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者を通じて一定条件該当者数調査を行っております。

その結果については、車いす及び車いす付属品利用の方で19名、特殊寝台及び特殊寝台付属品利用の方で2名が、例外規定に該当しており、引き続き利用が可能となっております。

この例外規定の取り扱いについては、県内の主な保険者も同様の対応をしていると聞いております。

議員から質問の軽度者への影響の把握と真に必要な貸与については、只今申し上げました調査とケアマネジャー連絡会等で十分意見を集約して対応しておりますし、今後も軽度者の介護状態について、一番身近なケアマネジャー、主治医の意見等により確認を行いながら対応してまいりたいと考えております。

また、福祉用具を自費で購入・レンタルする軽度者に対する広域連合独自の支援策についてでございますが、今回の法改正では軽度者の方々の自立支援に向け、適切なサービスを提供するということが大前提となっておりますので、国が示す基準で対応してまいりたいと考えております。

従いまして、独自の支援策については他の保険者も実施していないことから予定しておりませんが、今後、広域連合として構成市・介護保険運営協議会等から必要であるとの協議がなされたときは検討してまいりたいと考えております。

また、こうした取り扱いについては、国・県と十分確認を取りながら対応してまいりたいと考えております。

1. 介護保険制度について 2. 地域包括支援センター職員の増員について

田中千賀子 議員

① 第3期介護保険事業計画のアンケートの結果において、保険料とサービスの関係でわからないとの回答が多い。

今後、介護保険制度の仕組みについてどのように周知していくのか所見を伺う。

② 4月に地域包括支援センターが誕生してから10月で半年が経過しました。地域包括支援センターは、相談から始まって予防のサービスの調整など地域で暮らすための多様なサービスを包括的に提供できるネットワークを構築するための、ワンストップサービスの拠点として創設されました。しかし現実には、ケアプラン作成に追われ、予防、相談、虐待防止（心配ごと）などの事業が十分にできていないのではないかと思われます。

職員の増員についてお尋ねします。

松木広域連合長

1点目のご質問の第3期事業計画のアンケートの中で、3分の1の方が保険料とサービスの関係について「わからない」との回答をされている点についてですが、このアンケート、昨年の7月ごろに実施したのですが、この結果を拝見して、介護保険制度というのは、大変に細かく「高齢者」の方々にこの制度を理解していただく難しさを実感したところでございます。

このようなこともありまして、今回の制度改正の概要について広報誌やホームページ等でお知らせするとともに、この春先には、「制度改正のポイント」や「サービスの申請から利用まで」「サービスの内容と費用」「サービス事業所一覧表」等について、きめ細かく記載しました「介護保険ガイドブック」を4万部作成し、各戸に配布してその周知を図ったところであります。

今後は、構成市が行いますお年寄りのサロン事業や各種集まりの中でこういった資料を使って周知していきたいと考えております。

2点目のご質問の地域包括支援センターは、田中議員ご指摘のように、主な事業は、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジメントの後方支援等がございます。

先ほどの提案理由でも申したとおり、半年を経過した段階でケアプラン作成業務について、坂井地区の3つの地域包括支援センターが担当する件数は、全体で492件の対象者数のうち、140件となっており、来年の3月末では1,014件の対象者数に対して528件の予測をいたしております。前回の一般質問でもお答えしたように、今後増えてくる「要支援1・2」に該当する人がケアプラン難民にならないように、構成市とも十分協議しながら人員の確保に努めてまいりたいと思っております。

地域包括支援センターのこれからの重要な事業は、介護予防高齢者施策の対象となる特定高齢者を把握する等の事業についてでございますが、ケアプラン作成業務がこれからも増加してくることを受け、それぞれの構成市において福祉担当課と協力してなんとか遂行していきたいと考えております。

年度内の増員は難しい状況でございますが、来年度からの増員については、坂井市においては2箇所の包括支援センターにおいて増員を検討しているとのこと。またあわらし市においても十分な体制を作ること検討しており、それぞれの構成市において十分検討されているのを聞いております。

今後の地域包括支援センターのあり方については、地域包括支援センター運営協議会でも検討課題となっており、これをうけまして、本来の地域に密着したきめ細かな地域包括支援センターの業務を推進していくことを考えますと、地域包括支援センターだけの問題ではなく、それぞれの福祉担当課との連携なくして介護保険事業の遂行は不可能との認識のもと、これからの業務を進めてまいりたいと思っております。

気道感染・肺炎に気をつけましょう

●気道感染(鼻や口から肺までの空気の通り道に、細菌やウイルスが繁殖すること) 予防がなぜ大切なのでしょう？

歳とともに、疲れやすく息切れがするようになるのはなぜだと思いますか。それは、若いときに比べて、息を吐いたあとにも肺に残る空気が多くなり、呼吸が浅くなって酸素を十分に取り込めなくなってくるからです。このように呼吸機能が低下すると、誤嚥(食べ物や唾液などが誤って気道に入ること)による肺炎を起こしやすくなります。

また、これからの季節は、ウイルスや細菌による風邪や肺炎にかかる人も増えてきます。

高齢者の場合、肺炎で寝たきりになる人や亡くなる人が多く、気道感染予防がとても大切なのです。



予防法はありますか？

①軽い体操や散歩など、積極的にからだを動かして、呼吸機能を保ちましょう。

寒いからと暖房をきかせた部屋でじっとしているのは、呼吸機能を低下させてしまいます。



②手をきれいに洗いましょう。

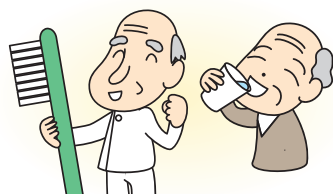
石鹸をよく泡立てて、手のひらや甲だけでなく指の間や爪もよく洗いましょう。そのあと流水で洗い流すことにより、細菌を減らせます。

ささっと洗うだけでは細菌は減りません。



③口の中を清潔に保ちましょう。

毎食後にしっかりと歯みがきをして、うがいをしましょう。細菌感染や誤嚥による肺炎の予防になります。

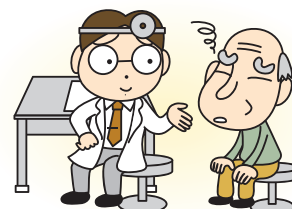


④インフルエンザの予防には、予防接種が効果的です。

高齢者の方には、市の助成があります。



⑤むくみ・せき・たん・微熱やだるさが続くなど、からだの調子がおかしいときは、早めに医師の診断を受けましょう。



介護保険料

* Q & A *

Q1

介護保険サービスは必要ないし、介護保険料は高いので加入したくない。

A1

人口の高齢化に伴い介護を必要とする高齢者が増加しており、介護を社会全体で支える国の制度として、介護保険制度が創設されております。

介護保険料についても、介護保険の財源の一部として40歳以上65歳未満の方については（31%）、65歳以上の方については（19%）の負担となっております。

介護の負担を社会全体で支える介護保険制度にご理解下さい。

Q2

介護保険料が年金から差し引かれているが、年間を通して均等に取って欲しい。

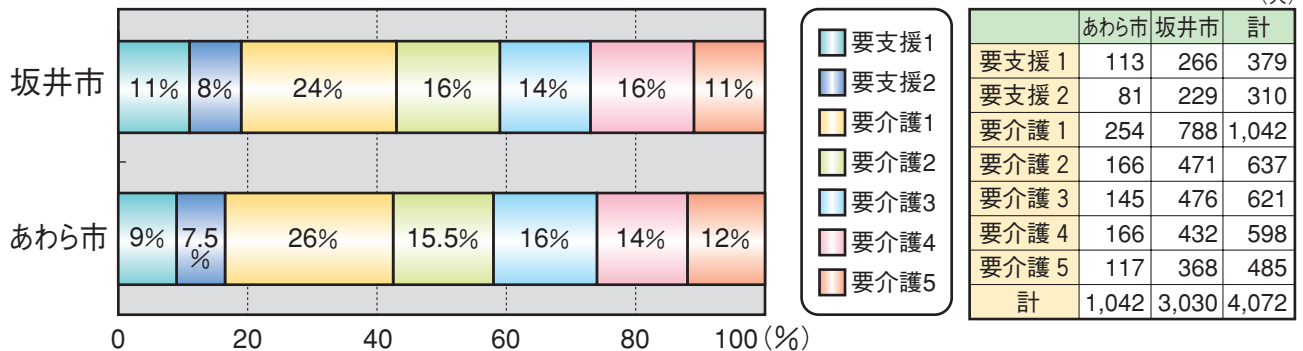
A2

介護保険料の徴収方法については、普通徴収（納付書による納入）、特別徴収（年金からの天引き）があります。

年金から徴収される方は、年金受給のおり年6回天引きされます。ただし、保険料の決定は、市民税の賦課状況に応じて行われるため（市民税の賦課は毎年6月）4、6、8月の年金からは前年度の2月期と同じ金額を天引きすることになり（これを仮徴収という）保険料が決定された10、12、2月分で調整して納めていただきます（これを本徴収という）。

このように、介護保険料は年間を通して徴収します。

要介護等認定者数の状況（平成18年10月末日現在）



介護保険料の納期限は

第6期 12月25日(月)
 第7期 平成19年 1月25日(木)
 第8期 平成19年 2月27日(火)

※納期限までに納めましょう。

保険料を滞納されている方には納期限後20日以内に督促状を送付します。

その際には督促状で納付することができますが、まだ届いていない場合は、お手持ちの納付書で納付できますので、できるだけ早い時期に金融機関の窓口で納付してください。

■普通徴収の方は**確実な口座振替**を利用して**ください**。
毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。

口座振替依頼書（あわらし市役所及び坂井市役所各総合支所に用紙があります。）に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関または各市役所担当窓口へ提出してください。

編集後記

先日、坂井市スポーツ祭のテニス競技に参加しました。

久しぶりの大会参加とあって、非常に緊張しながらの試合開始。ポイントを取ったときの喜び、取られたときの反省を繰り返しながら、相手の実力を測りだす…「勝てない相手じゃない…」しかし結果は惨敗でした。

この日は、日常とは違った大会の雰囲気を楽しむことができ、生活のメリハリの一つにできた一日になりました。